

パブリックコメント用

十和田市国土強靭化地域計画 (案)

(令和8年度～令和12年度)

閲覧期間：令和8年2月13日(金)～令和8年3月4日(水)

令和8年3月
十和田市

目 次

第1章 計画策定の趣旨・位置付け.....	1
1．計画策定の趣旨.....	1
2．計画の位置付け.....	1
3．計画期間.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1．基本目標.....	3
2．事前に備えるべき目標.....	3
3．基本的な方針.....	4
第3章 想定するリスク.....	5
1．本市の地域特性.....	5
2．対象とする自然災害.....	8
3．起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	13
第4章 脆弱性評価.....	15
1．脆弱性評価の考え方.....	15
2．脆弱性評価の実施手順.....	15
3．脆弱性評価結果の概要.....	16
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策.....	17
1．起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策.....	17
2．重点化すべき対応方策.....	22
第6章 計画の推進.....	23
1．計画の推進.....	23
2．計画の進捗管理.....	23
3．他の計画との整合.....	23

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1. 計画策定の趣旨

我が国は、広大な山々や豊かな海といった自然に恵まれる一方で、阪神・淡路大震災、東日本大震災等大規模な災害を度々経験してきた。台風、大雨、大雪等の気象災害、地震、火山、津波等の地象災害により、多くの人的被害及び建物被害、道路等の都市基盤、産業、生活基盤等に多大な影響が生じている。

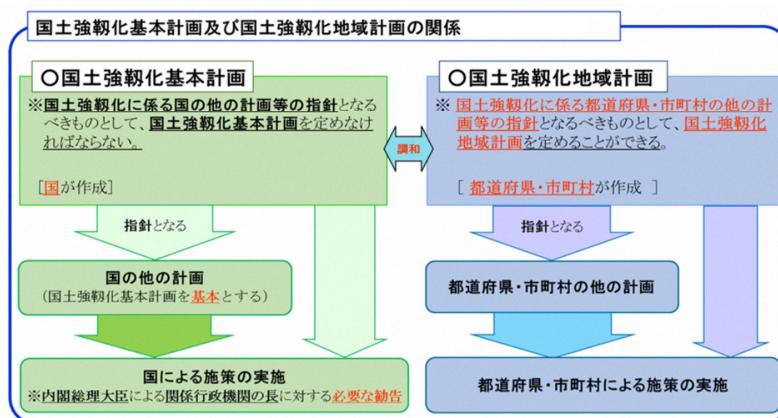
このような大規模自然災害が発生する度に、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた現実を踏まえ、これからは致命的な被害を事前に回避し、迅速に回復する国土や経済社会システムを平時から構築するための取り組みが重要とされる。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、平成26年6月には基本法第10条の規定に基づき「国土強靭化基本計画」を策定した。青森県では、平成29年3月に「青森県国土強靭化地域計画」を策定し、令和4年4月に見直しを行った。目指すべき将来の姿を「命と暮らしを守る青森県」と定めている。

本市においても過去の災害から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、致命的な被害を負わない「強さ」と、迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を備えたまちづくりを推進するため、令和3年3月に十和田市国土強靭化地域計画を策定し、令和8年3月に見直しを行った。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものである。本計画は、国土強靭化基本計画、青森県国土強靭化地域計画との調和及び連携・役割分担を図る。あわせて、強さとしなやかさを備えたまちづくりの指針となるよう、第2次十和田市総合計画、十和田市地域防災計画をはじめとする各種計画との調和・整合を図る。



出典：国土強靭化地域計画策定・改定ガイドライン（第27版）を参考に作成

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。なお、計画期間内においても、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、本市における強靭化を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興



大規模自然災害による地域の持続的な活動の危機

十和田市国土強靭化基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として次の6項目を設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3. 基本的な方針

次の基本的な方針に基づき、本市における強靭化を次のとおり推進する。

(1) 強靭化に向けた取り組み姿勢

- ① 本市の強靭性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から分析する
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 地域の特徴を踏まえた上で、地域間の連携を強化し、地域の活力向上を図る
- ④ 本市の社会経済システムが有する潜在力・抵抗力・回復力・適応力を強化する

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる
- ② 自助・共助・公助を適切かつ効果的に組み合わせる
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とする

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的・効率的な施策の推進を図る
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図る

(4) 地域特性を踏まえた施策の推進

- ① 本市の地域特性や実情を踏まえ、施策の推進を図る
- ② 観光等で本市を訪れた人々を含む、高齢者や子ども、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じる
- ③ 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然との共生を図る

第3章 想定するリスク

1. 本市の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

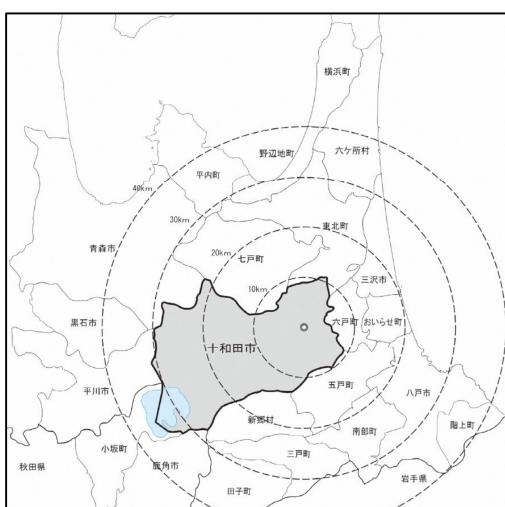
本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、北は青森市、七戸町、東北町、東は六戸町、西は平川市、南は新郷村、五戸町、秋田県鹿角市、小坂町に隣接している。面積は725.65 km²で、県内においては、むつ市、青森市に次いで3番目に広い市域を有する。

本市の西部には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などがあり、西南部には面積61.0 km²、標高400m、水深326.8mの二重カルデラ湖である十和田湖がある。

東部は標高70m前後の三本木原台地が広がり、農村地帯と市街地で形成されている。

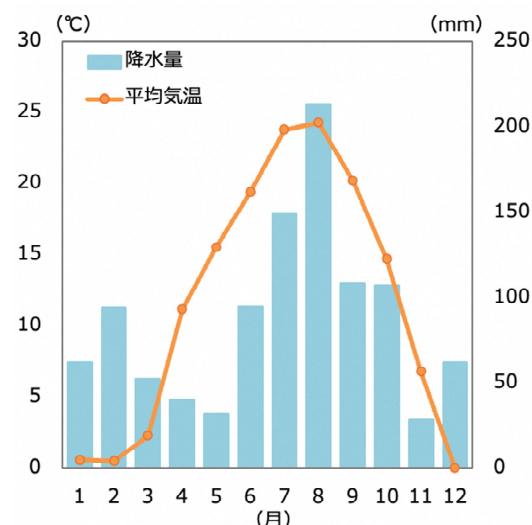
また、河川は十和田湖を源流とする奥入瀬川や人工河川である稻生川のほか、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れている。十和田湖や奥入瀬渓流、八甲田山系を含む市域面積の約3分の1が十和田八幡平国立公園に指定されており、令和6（2024）年には年間約307万人もの観光客が訪れている。

本市東部の台地部は太平洋側気候に属しており、年間を通じて降水量が少なく、比較的穏やかで、県内において積雪量は少ない地域に属する。一方で、西部の山岳部は日本海側気候に属し、特別豪雪地帯に指定されている。昭和56年（1981年）～平成22年（2010年）の平均気温は9.5度（気象庁調べ）で、冬場の気温は氷点下に達し、夏場は比較的涼しい日が多い。2月ごろには50cm程度の積雪がみられる。また、6月から7月にかけて、南部地方特有の冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き、農業技術が進歩した今日にあっても、農作物に悪影響を及ぼすことがある。



【本市の位置】

出典：第2次十和田市総合計画



【月別気象の概況（令和6（2024）年）】

出典：気象庁ホームページ

第3章 想定するリスク

（2）歴史

本市の発展は、幕末期の安政2（1855）年、盛岡藩の勘定奉行・新渡戸傳らによる三本木原開拓事業に端を発する。この事業は、人工河川である稻生川上水の完成と新たな都市づくりを目的としたもので、京都を模した碁盤目状の区画が施された市街地は、近代都市計画のルーツと称されている。

明治期に入ると、明治18（1885）年に旧陸軍軍馬局出張所（のちの軍馬補充部三本木支部）が開設されたことにより、馬の大産地として全国に名を馳せるようになった。明治41（1908）年には、文人の大町桂月が十和田湖への紀行文を雑誌に発表したことが契機となり、十和田湖・奥入瀬渓流が観光地として脚光を浴びるようになった。その後、道路などの整備が積極的に進められ、昭和11（1936）年には、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山系が国立公園に指定されている。

昭和期に入ると、三本木原開拓事業は国営開墾事業として継承され、三本木原台地は県内屈指の穀倉地帯として発展を遂げた。また、昭和24（1949）年には、市内の旧青森県農業試験場藤坂支場において、冷害に強い稲の品種、「藤坂5号」が開発されたことにより安定的な稲作が可能となり、農業地域としての発展に大きく寄与した。

戦後は、軍馬補充部（約40 km²）の開放により、市街地の都市計画が進められ、新たに官庁街、中央公園、住宅街などが整備され、美しく近代的な都市景観が形成された。特に官庁街通りは、「駒街道」の愛称で市民に親しまれ、昭和61（1986）年に旧建設省から「日本の道・100選」に選定されている。

旧十和田市は、昭和30（1955）年2月に、三本木町、大深内村、藤坂村が合併し三本木市となり、同年3月には四和村を編入し、昭和31（1956）年10月には十和田市に改称されている。

旧十和田湖町は、明治22（1889）年4月に、法量村、奥瀬村、沢田村が合併し法奥沢村となり、昭和6（1931）年9月に十和田村、昭和30（1955）年4月に十和田町、昭和50（1975）年4月には十和田湖町に改称されている。

その後は、平成17（2005）年1月に旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、現在の十和田市となっており、令和7（2025）年1月に合併20周年を迎える。

（3）経済的条件

本市を特徴づける産業は古くから第1次産業であり、米、ながいも、にんにく、ねぎ、ごぼう、豚肉、牛肉等、全国でも有数の出荷量を誇るものが多いが、第1次産業の従業者数は、平成2年（1990年）から令和2年（2020年）の30年間で約半分まで減少している。また、第3次産業の従業者数は増加傾向で推移してきたが、平成17年（2005年）以降は減少または横ばい傾向を示している。

観光・レクリエーション産業については、令和元（2019）年に316万人あった観光入込客数は、コロナ禍により令和3（2021）年には169万人まで落ち込んだが、その後増加傾向に転じ、令和6（2024）年には307万人まで回復している。

（4）人口

本市の人口は、国勢調査によると平成12年（2000年）の69,630人をピークに減少に転じており、直近の令和2年（2020年）では60,378人となっている。また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年（2020年）では34.7%で青森県平均の33.7%とほぼ同程度となっている。人口が減少するなかでも、世帯数については増加傾向が続いている。

(5) 社会基盤

南北方向に国道4号や、東西方向に国道45号、国道102号が走り、市民の暮らしを支える幹線道路が整備されている。市道等については、市中心部では比較的密に格子状に整備されているものの、幅員5.5m未満の道路が大部分を占めている。

公共交通は、市の中心部から放射状に路線バスが運行しており、市内外の各地域を結んでいる。また、路線バスが運行していない地域では予約制乗合タクシー（デマンド交通）や公共交通空白地有償運送により地域の移動を補助している。

2. 対象とする自然災害

(1) 地震

青森県に被害を及ぼす主な地震は、太平洋沖合の太平洋プレートの沈み込みに伴って発生する地震、日本海東縁部で発生する地震、陸域の浅い場所で発生する地震であり、本市においては特に太平洋沖合で発生する地震による影響が大きくなっている。

【これまでの主な地震災害】

名 称 (発生年月日)	規模	旧十和田市地区の状況	旧十和田湖町地区の状況
十勝沖地震 (S43.5.16)	M7.9	十勝沖を震源とする地震が発生し、死者4人、建物全壊440棟の被害。被害総額は約59億円で、うち10億円が農林関係。	十勝沖を震源とする地震が発生し、死者1人、建物全壊4棟の被害。被害総額は約4千万円。
三陸はるか沖地震 (H6.12.28)	M7.5	三陸はるか沖を震源とする地震が発生し、負傷者9人、建物半壊11棟の被害。被害総額は約22億円。	三陸はるか沖を震源とする地震が発生し、建物半壊1棟の被害。被害総額は約3千万円。
東日本大震災 (H23.3.11)	M9.0	東北地方の太平洋沖を震源とする地震が発生し、青森県全域において停電、電話回線が混み合い、燃料確保が困難な状況となった。十和田市では震度5弱を観測し、農業施設や農地の被害が生じ、被害総額は約3千万円。	

出典：十和田市地域防災計画（地震災害対策編）

第3章 想定するリスク

青森県では、青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、内陸直下の各領域に最大クラスの地震を想定した地震・津波被害想定調査を行っている。本市に最も被害が発生すると想定されるのは太平洋側海溝型地震であり、人的被害想定は死者 20 人、建物被害想定は全壊棟数 760 棟などと報告されている。

【青森県 地震・津波被害想定調査】

名 称 (調査年度)	太平洋側海溝型地震 (H24・25)	日本海側海溝型地震 (H27)	内陸直下型地震 (H24・25)
規 模	M9.0	M7.9	M6.7
考え方	昭和 43 年十勝沖地震及び平成 23 年東日本大震災の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定	「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省）」で設定された震源モデルのうち、「平成 26 年度津波浸水想定調査（青森県）」において採用した 4 つの断層を震源モデルとして設定	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査（産業総合研究 [2009]）」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定
想定被害 の概要	最大震度 7 死者数 約 25,000 人	最大震度 6 強 死者数 約 6,900 人	最大震度 7 死者数 約 2,900 人

出典：令和 4 年度 青森県国土強靭化地域計画

【本市の被害想定（太平洋側海溝型地震）】

被害想定	人的被害		建物被害		避難者数 (一日後)
	死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数	
十和田市	20 人	30 人	760 棟	1,000 棟	1,300 人

出典：令和 7 年度 青森県地域防災計画 資料編

※日本海側海溝型地震、内陸直下型地震の人的・建物被害なし

被害想定	ライフライン被害		
	上水道断水人口	下水道機能支障人口	電力停電件数
十和田市	39,000 人	37,000 人	53,000 件

出典：令和 7 年度 青森県地域防災計画 資料編

第3章 想定するリスク

(2) 風水害

本市には、県が管理している24河川のほか、市が管理している24河川が流れている。台風や大雨時には、人的被害のほか、床上・床下浸水、道路や河川の決壊、崖崩れ等が発生している。

【河川の状況】

県管理河川 <24河川>		市管理河川 <24河川>	
		普通河川	
高瀬川水系 <1河川>		高瀬川水系 <6河川>	
1	砂土路川（国道4号より上流（東））	1	砂土路川（国道4号より上流（西））
奥入瀬川水系 <23河川>		2	後野川
1	奥入瀬川	3	五十貫田川
2	後藤川	4	樋口川
3	藤島川	5	八斗沢川
4	小林川	6	川去川
5	生内川	奥入瀬川水系（旧市） <7河川>	
6	熊の沢川	1	小山川
7	片淵川	2	切田川
8	中里川	3	三ツ又川
9	大石倉沢	4	小増沢川
10	冷水沢	5	畠刈川
11	湯尻沢	6	小林川
12	薦川	7	今熊川
13	薦沼川	奥入瀬川水系（旧町） <11河川>	
14	黄瀬川	1	北向川（一部準用河川）
15	滝ノ沢川	2	種井沢川
16	鍋倉沢川	3	沢田川
17	二の沢川	4	渕沢川
18	樋ヶ瀬沢川	5	有備川
19	大幌内川	6	色内川
20	小幌内川	7	猿倉川
21	惣部川	8	オモ沢川
22	ソスペ川	9	十二川
23	宇樽部川	10	神田川
		11	湯ノ川

第3章 想定するリスク

【これまでの主な風水害】

発生年月日	種類	旧十和田市地区の状況	旧十和田湖町地区の状況
平成2年 10月26日	大雨	大雨のため、住家床上浸水20棟、農地流出や道路・河川決壊等の被害。被害総額は約38億円。	大雨のため、住家床下浸水7棟、道路・河川決壊や崖崩れ等の被害。被害総額は約3億円。
平成3年 9月28日	暴風 (台風19号)	台風19号の通過により強風となり、負傷者11名、住家半壊27棟、停電等の被害。被害総額は約15億円。	台風19号の通過により強風となり、住家全壊1棟、住家半壊4棟等の被害。被害総額は約4億円。
平成11年 10月28日	大雨	大雨のため、住家床上浸水36棟、農地流出や道路・河川決壊等の被害。被害総額は約21億円。	大雨のため、住家床下浸水15棟、道路・河川決壊等の被害。被害総額は約2億円。
令和4年 8月3日～ 8月12日	大雨	8月3日から続いた前線の影響を受け、大雨により住家床上浸水4棟、農地等及び道路・河川等に被害が発生。避難所6箇所開設し、293世帯に避難指示発令。被害総額は約11億円。	

出典：十和田市地域防災計画（風水害等対策編）

第3章 想定するリスク

(3) 火山災害

本市は、活火山である八甲田山、十和田の周辺市町村となっており、活動火山対策特別措置法による火山災害警戒地域に該当する。八甲田山、十和田については、気象庁が火山活動を24時間体制で監視している（常時観測火山）。

【観測体制及び火山活動】

火山名称	観測体制	火山活動
八甲田山	平成28年12月～ 常時観測	平成25年2月以降、大岳山頂直下付近が震源と推定される火山性地震が発生し、同年4月下旬から7月中旬にかけて増加したが、7月下旬以降は減少傾向となり、現在も火山性地震は少ない状態で推移。
十和田	平成28年12月～ 常時観測	十和田湖の中湖付近、深さ5kmを震源とする火山性地震が平成28年7月22日に5回、23日に16回と一時的に増加したが、現在は火山性微動は観測されておらず、噴火の兆候は認められない。

出典：令和4年度 青森県国土強靭化地域計画

【有史以来の火山活動】

火山名称	年代	現象	活動経過・被害状況等
八甲田山	1986 (昭和61)年	地震	北西山麓で地震多発。八甲田温泉、酸ヶ湯等で有感、萱野茶屋等で軽微な被害。
	1997 (平成9)年	火山ガス	北東山麓の田代平で、窪地内に滞留していた炭酸ガスにより、レンジャー訓練中の陸上自衛隊員3名が死亡。
	2010 (平成22)年	火山ガス	酸ヶ湯付近で、火山性ガス(硫化水素)により山菜採りの女子中学生が死亡。
	2011 (平成23)年	地震	東日本大震災以降、八甲田山周辺で地震が増加した状態で経過。
	2013 (平成25)年	地震・地殻変動	2月以降、大岳山頂直下付近等で微小な火山性地震が増加。2月頃～10月頃山体の膨張を示す地殻変動。
十和田	915 (延喜14)年	マグマ噴火・ マグマ水蒸気 噴火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰(火碎物降下)・火碎サージの後、毛馬内火碎流(火碎流、泥流)が発生。噴火場所は中湖。

出典：十和田市地域防災計画（火山災害対策編）

(4) 豪雪災害

本市西部は、冬季に北西からの季節風を受ける日本海側気候であることから、特別豪雪地帯に指定されている。また、太平洋側気候である本市東部においても冬季は積雪があり、平成24年3月には88cmの日最深積雪(一日の積雪深で最大の値)を観測した。

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

青森県国土強靭化地域計画をもとに、本市の地域特性を踏まえた上で、第2章で設定した「事前に備えるべき目標」に即して6項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
1-3	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
1-6	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5	想定を超える大量かつ長期にわたる帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・長期停止

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
4-4	食料等の安定供給の停滞
4-5	有害物質の大規模流出・拡散
4-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
4-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最大限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

第3章 想定するリスク

5-4	幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

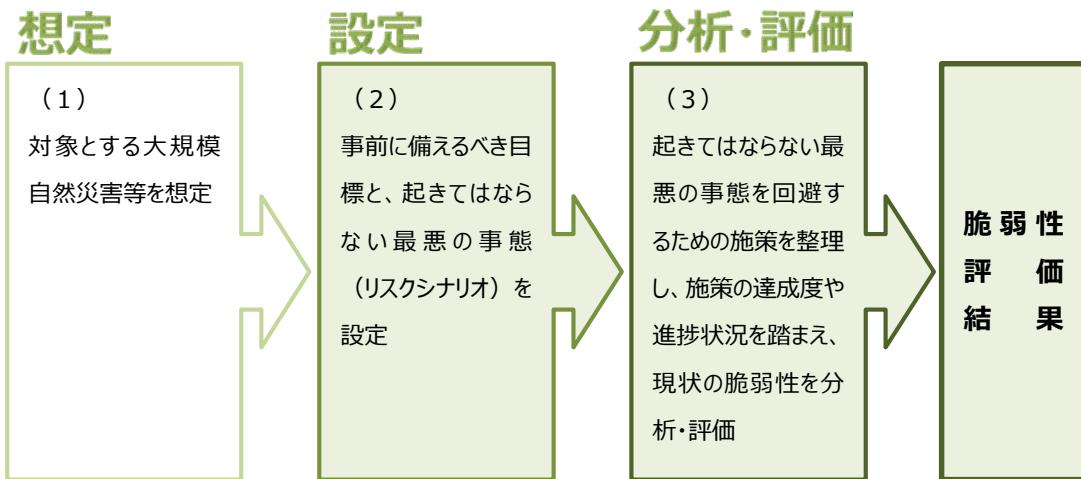
1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、社会経済システムの現状においてどこに問題があるかを把握するため、脆弱性評価を行う。脆弱性評価によって本市が抱える課題や弱点を洗い出し、現行施策について分析と評価を行い、必要な施策の推進方針の策定につなげていく。

2. 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価の実施手順を以下に示す。なお、施策の達成度を示す「重要業績評価指標（KPI）」を参考値として活用した。

- (1) 対象とする大規模自然災害等を想定
- (2) 事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定
- (3) 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策を整理し、施策の達成度や進捗状況を踏まえ、現状の脆弱性を分析・評価



3. 脆弱性評価結果の概要

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後必要となる取組・施策を検討し整理した。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- ・建築物やインフラ施設の耐震化・老朽化対策等が必要
- ・各種ハザードマップの作成・周知が必要
- ・防災意識の啓発や、住民等への情報伝達の強化、防災教育等が必要
- ・ため池、ダム、砂防施設等の耐震化・老朽化対策が必要

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- ・災害に強いインフラ等の確保が必要
- ・災害用備蓄や災害応援の受入体制等が必要
- ・災害時の要配慮者等への支援が必要

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

- ・非常用電源等の確保が必要
- ・行政機関の業務継続体制の整備が必要
- ・有害物質の流出・拡散等の迅速な情報把握及び早期対応体制の構築が必要

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

- ・事業者の業務継続計画、物流機能の維持等が必要
- ・緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策が必要
- ・食料の生産基盤や生産体制の強化が必要
- ・荒廃農地の発生防止・利用促進、森林の適切な保全管理が必要
- ・安全・安心な生産・加工システムの構築が必要

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最大限に留めるとともに、早期に復旧させる

- ・エネルギー供給事業者の災害対策や再生可能エネルギーの導入促進が必要
- ・上下水道施設の耐震化・老朽化対策が必要
- ・バス路線の維持等、地域公共交通の確保が必要
- ・正確かつ迅速な情報発信が必要

目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

- ・災害廃棄物の処理体制の構築が必要
- ・他市町村・関係機関団体との連携体制の強化が必要
- ・災害ボランティア、災害応援の受け入れ体制の構築・強化が必要
- ・応急仮設住宅を迅速に供給する体制、地域コミュニティの強化が必要

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1. 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

第4章の脆弱性評価結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために、今後必要となる施策について検討し、対応方策及びKPIを整理した。

起きてはならない最悪の事態		対応方策	KPI（数値目標）
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ			
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・病院・学校等の耐震化 ・公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策 ・市街地の防災対策 ・道路施設の防災対策 ・空き家対策 ・防火対策・消防力強化 ・避難場所の指定・確保 ・避難行動支援 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化率 ・十和田市公営住宅等長寿命化計画による建替戸数 ・学校の予防改修及び長寿命化実施事業数
1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の治水対策 ・河川・ダム施設等の防災対策 ・警戒避難体制の整備 ・避難場所の指定・確保 ・市街地の防災対策 ・避難行動支援 ・消防力の強化 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・判定コーディネーター数 ・市立小中学校の老朽化対策数 ・市庁舎の耐震化率 ・都市公園における一時的な緊急避難場所公園数 ・十和田市舗装補修計画による修繕進捗率
1-3	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の整備（土砂災害） ・農山村地域における防災対策 ・警戒避難体制の整備（火山噴火） ・登山者等の安全対策 ・避難場所の指定・確保 ・避難行動支援 ・防火対策・消防力強化 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市橋梁長寿命化修繕計画による修繕進捗率 ・空家等解体撤去費補助金利用件数 ・空き家バンクの登録件数

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1-4	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・防雪施設の整備 ・道路交通の確保 ・代替交通手段の確保 ・情報通信の確保 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク物件の成約数 ・学校施設の空調設備設置率 ・福祉避難所の指定 ・福祉施設、学校施設等の安全計画策定率
1-5	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報連絡体制の強化 ・住民等への情報伝達の強化 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 ・防災教育の推進・学校防災体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿登録者数 ・自主防災組織数 ・洪水ハザードマップ作成、公表 ・内水ハザードマップの作成、公表 ・防雪施設の設置数 ・公立学校の危機管理マニュアルの見直し率 ・防災重点ため池のハザードマップ作成、公表
1-6	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池、ダム等の防災対策 ・防災施設の機能維持 	<ul style="list-style-type: none"> ※目標値については、別添「脆弱性評価と対応方策」を参照

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資等の供給体制の確保 ・水道施設の防災対策 ・道路施設の防災対策 ・食料生産体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市や県等が実施する防災訓練への参加 ・メール連絡網の整備 ・小中学校へのスクールカウンセラーポ派遣率
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の孤立防止対策 ・孤立地域発生時の支援体制の構築 ・代替交通手段の確保 ・情報通信の確保 ・道路施設の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録件数 ・物資の備蓄数

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関連施設の耐震化・老朽化対策 ・関係機関の連携強化・防災訓練の推進 ・救急・救助活動の体制強化 ・支援物資等の供給体制の確保 ・防災意識の啓発・地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を取り入れた研修及び訓練の実施数 ・個別施設ごとの長寿命化計画の策定数 ・下水道施設耐震化率 ・非常用発電機及び非常用エンジンポンプ設置率 ・ストックマネジメント計画策定率 ・業務継続計画（下水道 BCP）の策定率
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保 ・防災ヘリ・ドクターへリの燃料の確保 ・道路施設の防災対策 	
2-5	想定を超える大量かつ長期にわたる帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の避難体制の確保 ・支援物資等の供給体制の確保 ・情報伝達の強化 ・帰宅困難者の輸送手段の確保 	
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・福祉施設等の耐震化 ・災害発生時における医療提供体制の構築 ・関係機関の連携強化・防災訓練の推進 ・避難者の健康対策 ・要配慮者への支援等 ・道路施設の防災対策 	
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策 ・下水道施設の防災対策 	
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・病院・学校等の耐震化 ・避難場所の指定・確保 ・支援物資等の供給体制の確保 ・災害発生時における医療提供体制の構築 ・避難者の健康対策 ・要配慮者への支援等 	

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応庁舎等における機能の確保 ・行政情報通信基盤の耐災害性の強化 ・行政機関の業務継続計画の策定 ・受援・連携体制の構築 ・防災訓練の推進 	

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・长期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の耐災害性の強化 ・電力の供給停止対策 ・住民等への情報伝達の強化 	
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない			
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の移出・流通対策 ・物流機能の維持・確保 ・被災企業の金融支援 ・道路施設の防災対策 ・電力の供給停止対策 	
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の防災対策 ・エネルギー供給体制の強化 	
4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の防災対策 ・基幹的道路交通ネットワークの形成 	
4-4	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・食料流通機能の維持・確保 ・食料品の生産・供給体制の強化 	
4-5	有害物質の大規模流出・拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の流出・拡散防止対策 	
4-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地の発生防止・利用促進 ・森林資源の適切な保全管理 ・農山村地域における防災対策 ・農林水産業の生産基盤の防災対策 	
4-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害の発生防止 ・風評被害の軽減対策 	
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最大限に留めるとともに、早期に復旧させる			
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進 ・電力の供給停止対策 ・エネルギー供給体制の強化 ・道路施設の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における太陽光発電設備導入量 ・合併処理浄化槽の普及率
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の防災対策 	
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の防災対策 ・合併処理浄化槽への転換の促進 	

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

5-4	幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の防災対策 ・代替交通・輸送手段の確保 ・帰宅困難者の輸送手段の確保 	
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ・防災インフラの耐震化・老朽化対策 ・道路施設の防災対策 ・水道施設の防災対策 ・下水道施設の防災対策 	
目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の構築 	
6-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティア受入体制の構築 ・技術職員等の確保 ・防災人材育成 ・防火対策・消防力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育インストラクター養成講座 受講インストラクター数延べ ・応急仮設住宅建設候補地の確保
6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の確保等 ・地域コミュニティ力の強化 ・防火対策・消防力強化 	

※太字は、重点事業

2. 重点化すべき対応方策

限られた資源・財源の中で、強靭化に向けた取り組みを効果的・効率的に推進するため、優先度の高い施策に重点化を図る必要がある。

本計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策のうち、人命の保護に直接関わる施策・事業を中心として他のリスクシナリオへの影響等を考慮し、重点化すべき対応方策の選定を行った。

No	重点化すべき対応方策	関連するリスクシナリオ（P11 参照）
1	道路施設の防災対策	1-1、2-1、2-2、2-4、2-6、4-1、4-2、4-3、5-1、5-4、5-5、7-4
2	避難場所の指定・確保	1-1、1-2、1-3、2-8
3	防災意識の啓発・地域防災力の向上	1-1、1-2、1-3、1-5、2-3
4	避難行動支援	1-1、1-2、1-3
5	支援物資等の供給体制の確保	2-1、2-3、2-5、2-8
6	下水道施設の防災対策	2-7、5-3、5-5
7	エネルギー供給体制の強化	4-2、5-1
8	水道施設の防災対策	2-1、5-2、5-5

第6章 計画の推進

1. 計画の推進

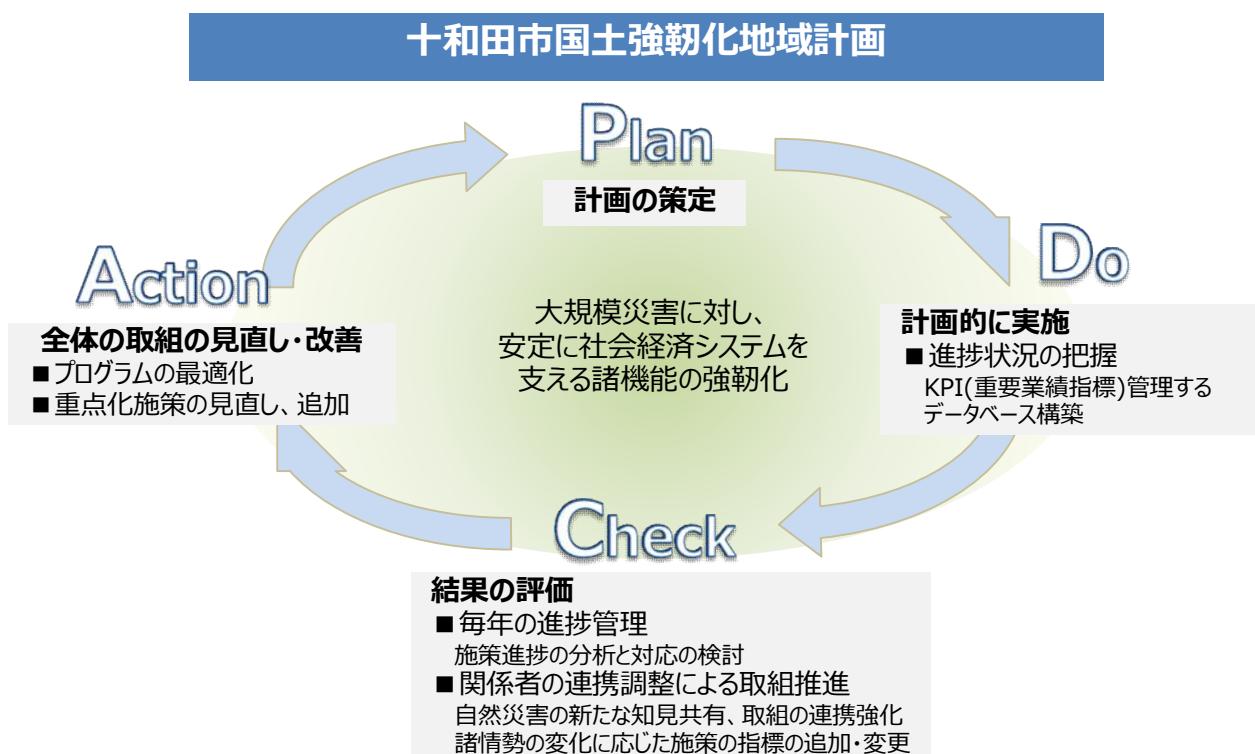
本計画の推進にあたっては、府内各課だけではなく国や県、周辺市町村、防災関係機関、民間事業者等との連携を図り、施策の実効性を確保することが重要である。災害時だけではなく、防災・避難訓練の実施等を通して、平時から住民とともに地域で一体となって強靭化に取り組んでいくことが必要とされる。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組み状況を適切に把握し、各施策を推進するために、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。進捗管理においては、数値指標等による定量的な管理を図り、状況に応じて見直しや改善に向けて取り組む。

3. 他の計画との整合

本計画については、社会情勢や想定する自然災害リスクの変化、災害発生状況、国や県の強靭化に対する方針や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、他の計画等においても、計画の見直しや次期計画策定の際には、本計画を踏まえた検討を行い、整合を図るものとする。



第6章 計画の推進

用語集

・インフラ

インフラストラクチャーの略。道路や鉄道、港湾、電力網等、生活や産業といった経済活動に不可欠な社会基盤のこと。

・緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。利用特性により、第1次～第3次緊急輸送道路が指定されている。

・豪雪地帯、特別豪雪地帯

豪雪地帯：積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域として、豪雪地帯対策特別措置法により指定された地域。

特別豪雪地帯：豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活にいちじるしい支障を生ずる地域として、豪雪地帯対策特別措置法により指定された地域。

・サプライチェーン

製品の調達・製造やサービスが、流通を経て消費者に届くまでの全工程をひとつのつながりとしてとらえた考え方のこと。供給連鎖。災害発生時には、交通機関の分断等により多方面に影響が出ると予測される。

・事業継続計画（BCP）

BCP：Business Continuity Plan の略。事業継続計画。災害等の緊急事態が発生し、通常の業務遂行が困難になった場合に、企業が損害を最低限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。

・自助、共助、公助

自助：自らの生命は自らが守るとして、一人一人が自ら取り組み、備えること。

共助：自分たちの地域は自分たちで守るとして、町会や地域コミュニティ、企業などで互いに助け合い、備えること。

公助：消防、警察、自衛隊等の行政機関が、個人や地域社会では解決できない問題について援助・支援を行うこと。

・重要業績指標（KPI）

KPI：Key Performance Indicator の略。達成目標に対して、その達成度や進捗度を定量的に計る評価指標のこと。

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

・ライフライン

水道や電気、ガス、交通、情報等、生活や生命に必要不可欠であるシステムのこと。

・PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

・脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に危険性について評価するもの。

・DCAT

災害派遣福祉チームのこと。大規模災害時に避難所などで、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する福祉的な支援を行うチームのこと。社会福祉士、介護福祉士、保育士など福祉関係者で構成される。

・DPAT

災害派遣精神医療チームのこと。自然災害や航空機、列車事故、犯罪事件などの集団災害の後に被災地域に入り、精神科医療や精神保健活動を行う専門チーム。

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	事前に備えるべき目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ				
	リスクシナリオ1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
	住宅・病院・学校等の耐震化				
1	【住宅・建築物の耐震化による地震対策】 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組む。	令和7年時点の十和田市における住宅の耐震化率は91.6%となっており、着実に進展している。一方で、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、引き続き耐震化を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金を活用し、県と連携しながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を必要に応じて実施する。	都市整備課	住宅の耐震化率 【～R7：現在地】91.6% 【R12：目標値】95.0%
2	【老朽化した市営住宅の建替による防災・減災対策】 市営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震化や老朽化対策に取り組む。	市営住宅について、これまで耐震化対策を計画的に推進してきた結果、耐震化対策は完了している。 今後も「十和田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。	市営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震化及び老朽化対策について、引き続き社会資本整備総合交付金を活用しながら、「十和田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に推進する。	都市整備課	十和田市公営住宅等長寿命化計画による建替戸数 【～R7：現在値】— ※完了 【R12：目標値】— ※完了 老朽化対策は長寿命化計画に基づき、計画的に推進
3	【病院施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	本館、別館とも耐震化済みであることから、引き続き活用可能な国の補助金等を活用しながら、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	業務課 健康増進課	
4	【社会福祉施設等の耐震化】 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する	生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課	
5	【学校施設等の耐震化・老朽化対策】 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす学校施設等の安全確保の充実を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた耐震化や老朽化対策が必要である。	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。 ※築40年以上の学校は劣化度調査等を行い、老朽度を判断し長寿命化事業などの改修を実施する。	教育総務課 スポーツ・生涯学習課	築20年以上の学校で予防改修及び築40年以上の学校で長寿命化の実施を計画している事業 【R3～R4】東小学校長寿命化【R4】甲東中学校外部改修 【R5～R6・R8：目標校】 十和田中学校長寿命化改修 【R8～R9：目標校】 東中学校長寿命化改修 【R10～：目標校】 南小学校外部改修 【R11～：目標校】 北園小学校長寿命化改修 ちとせ小学校改築
6	【建築物等からの二次災害防止対策】 余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に取り組む。	被災建築物における応急危険度判定を円滑かつ迅速に実施することができるよう、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。	「十和田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」(R6.2制定)に基づき、被災建築物における応急危険度判定を円滑かつ迅速に実施するとともに、依然不足する判定士の更なる養成及び判定コーディネーターの新規養成を図る。	都市整備課	【R7：現在値】 ・被災建築物応急危険度判定士 15名（市内） ・被災宅地応急危険度判定士 13名（市内） 【R12：目標値】 ・両判定士とも30名以上（市内）

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
7	【文化財の防災対策の推進】地震発生時の倒壊等により人的被害が発生する恐れがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。	文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策等を推進していく必要がある	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。	スポーツ・生涯学習課	
8	【ブロック塀等の安全対策】市教育委員会が管理する施設及び学校施設のブロック塀等の安全点検等を実施している。その結果、安全性に問題のある施設について、ブロック塀等の撤去や改修を進めており、安全対策を働きかけている。また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。	公立施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。	ブロック塀等の安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施するほか、関連する施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	都市整備課 スポーツ・生涯学習課 教育総務課 こども未来応援課 総務課 防災安全課	
9	【学校施設等の非構造部材の耐震化・老朽化対策】児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす学校施設等の安全性対策の向上充実を図るために、施設の非構造部材の耐震化・老朽化対策を推進している。	経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた老朽化対策が必要である。	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、学校においては有資格者による点検を実施し、関連する施設に対しても点検の実施を促進する。引き続き、国の交付金等を活用した老朽改修などを実施する。	教育総務課	市立小中学校における築30年以上の棟数老朽化改修状況 【R07】49棟中10棟改修完了 【R12】39棟中20棟改修目標
公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策				教育総務課	
10	【市庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策】災害発生時に防災拠点となる市庁舎の耐震化を進めるとともに、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	総務課	市庁舎（本館・別館）の耐震化率100%
市街地の防災対策					
11	【都市公園における防災・老朽化対策】災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。	災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性はない。	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	都市整備課	【R1】18公園 (靈園含む、高森山除く) 【R7】17公園
12	【災害に強い市街地形成に関する対策】避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進し、地域の避難性や防災性の向上を図る。	災害発生時に避難路・避難場所が不足しているため、避難場所までの移動に時間要することや各避難場所に避難者が集中することから、避難活動の円滑化を図る必要がある。また、災害に伴い火災が発生した場合、安全に避難できないこと、密集市街地では延焼を防止できないことから、避難の安全性や消防活動の確保及び市街地の延焼の遮断・遅延を図る必要がある。	引き続き、地域の避難性や防災性の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用して、避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進していく。	都市整備課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
13	【幹線街路の整備】 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。	市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	都市整備課	
14	【市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策】 災害発生時の電柱倒壊による緊急輸送道路の閉塞などの交通機能低下を未然に防止するため、無電柱化対策を推進している。	災害発生時に電柱倒壊する恐れがあるまたは電柱倒壊による社会的影響が大きい緊急輸送道路が多くあることから、無電柱化対策を実施していく必要がある。	緊急輸送路において、大規模災害時の電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、復旧活動に必要な交通機能を確保するため、電線類の地中化を推進する。	都市整備課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
空き家対策					
18	【空き家対策】 空家等がもたらす悪影響を抑制するため、十和田市空家等対策計画に基づき、空家等の解体や適正管理、利活用を推進する。	大規模災害発時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。	倒壊などのおそれがある危険な空家等に対しては解体を促し、管理がされていない空家等に対しては適正管理依頼、利活用可能な空き家に対しては空き家バンク等により利活用を促す。	都市整備課	<p>【～R7：現在値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等解体撤去費補助金利用件数 18件/年 ・空き家バンクの登録件数 11件/年 ・空き家バンク物件の成約数 5件/年 <p>【R12：目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等解体撤去費補助金利用件数 15件/年 ・空き家バンクの登録件数 15件/年 ・空き家バンク物件の成約数 10件/年

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
防火対策・消防力強化					
19	【防火対策】 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に各消防署において火災予防運動を実施しているほか、住宅火災による被害軽減のため、各地区の幼少年女性防火委員会等において住宅用火災警報器の普及活動を実施している。	火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。また、消防設備士、危険物取扱者が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、新しい知識・技能を習得し資質向上を図っていく必要がある。	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き各消防署において火災予防運動を実施する。 また、消防設備士、危険物取扱者が常に新しい知識・技能を習得し、資質が図られるよう、引き続き講習等を実施する。	防災安全課	
20	【消防力の強化】 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、消防団員確保活動として、広報活動等を実施する。	防災安全課	
21	【消防団の充実】 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図る。 また、消防団員の待遇改善のため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入を行っている。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、学生消防団活動認証制度等を検討していく。	防災安全課	
避難場所の指定・確保					
22	【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】 令和7年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所33カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災安全課	
23	【学校での夏季の熱中症対策】 学校施設は指定避難所となっており、学校での夏季における熱中症のリスクを解消するため、各教室等に空調設備を整備している。	学校施設の各教室及び体育館等に空調設備を整備する必要がある。	学校施設の各教室及び体育館等に空調設備の整備促進を検討する。	教育総務課	普通教室等空調設備設置率 【R02】0% 【R07】96% 【R08】100%
24	【福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成】 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。	福祉避難所を確保していても災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課	福祉避難所 (指定) 【R7】2施設 (協定) 【R7】55施設

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
25	<p>【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証している。</p>	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。</p>	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。その結果、市が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	都市整備課 防災安全課	
26	<p>【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進してきた。今後、該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。</p>	<p>現在危険箇所に立地している施設等については、避難計画を策定済である。また、危険箇所に立地している保育施設はないが、各施設において安全計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。</p>	防災安全課 生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課 教育総務課	安全計画策定率 ・保育所等 100%
避難行動支援					
27	<p>【避難行動要支援者名簿の更新】 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の更新等を実施している。</p>	<p>令和7年現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,258名であり、対象者全体の12.5%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。</p>	<p>名簿登載対象者の更新作業を随時実施する。</p>	生活福祉課	<p>避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】1,258名（登録対象者：10,091名、登録率：12.5%） 【R12】登録率20%</p>
28	<p>【避難行動要支援者名簿の活用】 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別避難計画の作成を推進している。</p>	<p>避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別避難計画まで作成している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別避難計画を作成する必要がある。</p>	<p>要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別避難計画の作成の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。</p>	生活福祉課	
防災意識の啓発・地域防災力の向上					
29	<p>【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>	<p>災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は48.9%（R7）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。</p>	<p>3年間（令和6年～8年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織世帯カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人財被害の軽減を目指す。</p>	防災安全課	<p>【R7】 自主防災組織数 75団体 世帯カバー数 48.9% ※目標値はR8まで</p>
30	<p>【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害への備えや避難情報等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていく。</p>	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
31	【防災訓練の推進】 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能なよう、総合防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を推進している。	地域住民の防災意識を高めるため、地域単位での防災訓練を行う必要がある。	総合防災訓練を毎年異なる地域において実施することで、地域における防災意識の啓発を図る。また、地域単位での防災訓練の普及に努めていく。	防災安全課	
	リスクシナリオ1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫				
	河川改修等の治水対策				
32	【河川改修等の治水対策】 洪水災害に対する安全度の向上を図るために、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。	計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。	洪水災害に対する安全度の向上を図るために、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	都市整備課	
	河川・ダム施設等の防災対策				
33	【内水危険箇所の被害防止対策】 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るために、雨水管理総合計画に基づいた対策を推進している。	内水による家屋の浸水被害の解消に向けて市の取組を一層促進する必要がある。	国の防災・安全交付金等を活用して市が実施する浸水対策事業のより一層の促進を図る。	上下水道課	
34	【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	
35	【農業水利施設の防災対策・老朽化対策】 市で管理している頭首工等の河川工作物や農業用排水路はないが、集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るために、施設利用者への適切な管理を呼び掛ける。	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、施設利用者への適切な管理を呼び掛けていく必要がある。	機能が低下した頭首工等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策を講じるとともに、農業用排水路についても、機能不全による被害発生の防止を図るために、施設利用者へ補修・改修等の相談・指導を実施する。	農林畜産課	
	警戒避難体制の整備				
36	【洪水ハザードマップの作成】 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域をもとにした洪水ハザードマップを作成している。	洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域をもとにした洪水ハザードマップを作成している。	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指定・公表するとともに、洪水ハザードマップ修正等を実施する。	防災安全課	令和8年度に防災マップの作成等を実施する。
37	【内水ハザードマップの作成】 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために、浸水実績がある市町村において、内水ハザードマップの策定を推進している。	住民の避難体制等を強化し、市街地等の浸水による水害を未然に防止するために、内水ハザードマップを作成し周知を図る必要がある。	下水道事業計画区域において、内水被害が発生若しくは想定される地区について、住民等に周知するため、内水ハザードマップの周知を図る。	上下水道課	内水ハザードマップ作成【R7】 内水ハザードマップ配付【R8】
38	【避難情報の発令】 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、避難情報の発令を行う。	水害に備え出水時に市長が避難勧告等を発令するタイミングを的確に判断する必要があることから水位到達情報等の通知等、県との連携を適切に行っていく必要がある。	市長が水害に備え、円滑に避難情報を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
39	【避難情報発令基準の見直し】市から住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、令和3年5月に改訂された「避難情報に関するガイドライン」（新ガイドライン）に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害）に避難情報発令基準を見直す。	国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難情報発令基準を見直す必要がある。	新ガイドラインに基づく避難情報発令基準の見直しを実施する。	防災安全課	
40	【住民等への情報伝達手段の多様化】住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、防災無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。	情報伝達手段の多様化を促進とともに、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県が実施する訓練等に参加していく。	防災安全課	
41	【県・市・防災関係機関における情報伝達】災害発生時において、県、市、防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。また、大規模災害発生時の非常通信手段として、県警や自衛隊、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。また、県の実施する非常通信訓練に参加する。	防災安全課	
避難場所の指定・確保					
22	【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】令和7年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所33カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災安全課	
24	【福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成】高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。	福祉避難所を確保していても災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課	福祉避難所 (指定) 【R7】2施設 (協定) 【R7】55施設

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
25	<p>【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証している。</p>	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。</p>	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。その結果、市が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	都市整備課 防災安全課	
26	<p>【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進してきた。今後、該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。</p>	<p>現在危険箇所に立地している施設等については、避難計画を策定済である。また、危険箇所に立地している保育施設はないが、各施設において安全計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。</p>	防災安全課 生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課 教育総務課	安全計画策定率 ・保育所等 100%
市街地の防災対策					
11	<p>【都市公園における防災・老朽化対策】 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。</p>	<p>災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性は無い。</p>	<p>災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。</p>	都市整備課	【R1】18公園 (靈園含む、高森山除く) 【R7】17公園
避難行動支援					
27	<p>【避難行動要支援者名簿の更新】 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の更新等を実施している。</p>	<p>令和7年現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,258名であり、対象者全体の12.5%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。</p>	<p>名簿登載対象者の更新作業を随時実施する。</p>	生活福祉課	避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】1,258名（登録対象者：10,091名、登録率：12.5%） 【R12】登録率20%
28	<p>【避難行動要支援者名簿の活用】 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別避難計画の作成を推進している。</p>	<p>避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別避難計画まで作成している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別避難計画を作成する必要がある。</p>	<p>要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別避難計画の作成の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。</p>	生活福祉課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	消防力の強化				
20	【消防力の強化】 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、消防団員確保活動として、広報活動等を実施する。	防災安全課	
21	【消防団の充実】 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図る。 また、消防団員の待遇改善のため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入を行っている。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、学生消防団活動認証制度等を検討していく。	防災安全課	
	防災意識の啓発・地域防災力の向上				
42	【水防災意識社会再構築ビジョンの取組】 一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動や「洪水お知らせメール」サービス等災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県・関係機関と連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。	一級河川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進める。	防災安全課	
30	【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていく。	防災安全課	
	リスクシナリオ1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生				
	警戒避難体制の整備（土砂災害）				
43	【土砂災害ハザードマップの作成・公表】 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。	土砂災害ハザードマップは作成されているが、平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。	引き続き、土砂災害ハザードマップの修正等を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	防災安全課	
44	【避難情報発令及び自主避難のための情報提供】 土砂災害に関して、市長が的確に避難情報の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、判断材料となる情報を住民へ提供している。	土砂災害に関して、市長は避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を活用する必要がある。	市長が避難情報の対象地域を今以上に判断し易いよう、また、住民が自主避難を容易に判断できるよう、土砂災害警戒情報メール通知サービスに加え、より分かりやすい土砂災害警戒判定メッシュ情報等活用していく。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
農山村地域における防災対策					
45	【農山村地域における防災対策】 水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。	必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林畜産課	
46	【山地災害危険地区等における森林整備対策】 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。	山地災害危険地区や重要インフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐や再造林等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。	農林畜産課	
34	【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	
警戒避難体制の整備（火山噴火）					
47	【八甲田山の警戒避難体制の整備】 平成28年12月に常時観測火山に追加された八甲田山について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した八甲田山火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成している。	噴火シナリオ、火山ハザードマップが作成され、噴火警戒レベルが導入されているほか、警戒避難体制の整備として住民登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定するなど具体的な防災対応を行っている。	火山防災協議会において、噴火警戒レベルの導入に向けた検討とともに避難計画を検討し、他の自治体等と連携し、防災対策の強化を図っていく。	防災安全課	
48	【十和田の警戒避難体制の整備】 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップを平成30年1月に作成した。引き続き、火山避難計画の作成に向けて、噴火警戒レベルの設定、具体的な防災対応の検討を進める。	警戒避難体制を整備するための前提となる噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成したため、引き続き、火山避難計画の作成に向けて、噴火警戒レベルの設定、具体的な防災対応の検討が必要である。	作成された噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、他の構成自治体と連携し、防災対策の強化を図って行く。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
登山者等の安全対策					
49	【情報通信利用環境の強化】携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、県の動向を踏まえ、必要に応じて、無線通信用施設・設備の整備を実施する。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi整備を行うとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部支援を実施する。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。	災害発生における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を検討する。 外国人を含む観光客が安心して本市を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部を支援するなど、受入環境整備の促進を図る。	観光課	
避難場所の指定・確保					
11	【都市公園における防災・老朽化対策】災害発時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。	災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性はない。	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	都市整備課	【R1】18公園 (靈園含む、高森山除く) 【R7】17公園
22	【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】令和7年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所33カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災安全課	
24	【福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成】高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。	福祉避難所を確保していても災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課	福祉避難所 (指定) 【R7】2施設 (協定) 【R7】55施設
25	【防災公共の推進】災害発生において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証している。	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。その結果、市が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	都市整備課 防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
26	【福祉施設・学校施設等の安全対策】災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進してきた。今後、該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	現在危険箇所に立地している施設等については、避難計画を策定済である。また、危険箇所に立地している保育施設はないが、各施設において安全計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	防災安全課 生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課 教育総務課	安全計画策定率 ・保育所等 100%
	避難行動支援				
27	【避難行動要支援者名簿の更新】災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の更新等を実施している。	令和7年現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,258名であり、対象者全体の12.5%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。	名簿登載対象者の更新作業を随時実施する。	生活福祉課	避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】1,258名（登録対象者：10,091名、登録率：12.5%） 【R12】登録率20%
28	【避難行動要支援者名簿の活用】災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別避難計画の作成を推進している。	避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別避難計画まで作成している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別避難計画を作成する必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別避難計画の作成の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	生活福祉課	
	防火対策・消防力強化				
20	【消防力の強化】消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、消防団員確保活動として、広報活動等を実施する。	防災安全課	
21	【消防団の充実】地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図る。 また、消防団員の待遇改善のため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入を行っている。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、学生消防団活動認証制度等を検討していく。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
防災意識の啓発・地域防災力の向上					
50	【土砂災害に対する防災意識の啓発】 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施する。	土砂災害の危険地区の周知は行っているが、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。	防災安全課	
51	【火山に対する防災意識の啓発】 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るために、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。	地震、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、火山防災協議会構成自治体と連携した防災普及体制を構築の上、住民や登山者等に対する普及啓発を実施していく必要がある。	火山に対する防災意識の向上に向けて、火山防災協議会において市職員等の火山防災知識の習得を促進するとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	防災安全課	
29	【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は48.9%（R7）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	3年間（令和6年～8年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織世帯カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時的人的被害の軽減を目指す。	防災安全課	【R7】 自主防災組織数 75団体 世帯カバー数 48.9% ※目標値はR8まで
リスクシナリオ1-4 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生					
防雪施設の整備					
52	【防雪施設の整備】 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。	新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定すべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵・雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、国・県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	都市整備課	防雪柵設置延長 L=1.03 km 雪捨て場整備 N=5箇所
道路交通の確保					
53	【除排雪体制の強化】 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国・県との連携強化や相互支援体制の構築に取り組む。	都市整備課	除排雪路線延長 L=840.7km

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	情報通信の確保				
49	【情報通信利用環境の強化】携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、県の動向を踏まえ、必要に応じて、無線通信用施設・設備の整備を実施する。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi整備を行うとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部支援を実施する。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。	災害発生における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を検討する。 外国人を含む観光客が安心して本市を旅行できるようにするために、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部を支援するなど、受入環境整備の促進を図る。	観光課	
	防災意識の啓発・地域防災力の向上				
54	【冬季の防災意識の啓発】豪雪災害等に対する防災意識の向上を図るために、研修会・出前講座等を実施しているほか、雪下ろし事故の防止を図るため、県のホームページ等により啓発を行っている。	雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。	雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳冬期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。	防災安全課	
	リスクシナリオ1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生				
	行政情報連絡体制の強化				
41	【県・市・防災関係機関における情報伝達】災害発生において、県、市、防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。また、大規模災害発生時の非常通信手段として、県警や自衛隊、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、県の実施する非常通信訓練に参加する。	防災安全課	
	住民等への情報伝達の強化				
40	【住民等への情報伝達手段の多様化】住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、防災無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスマディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。	情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難情報を伝達する役割を担うマスマディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県が実施する訓練等に参加していく。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
49	【情報通信利用環境の強化】携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、県の動向を踏まえ、必要に応じて、無線通信用施設・設備の整備を実施する。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi整備を行うとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部支援を実施する。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。	災害発生における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を検討する。 外国人を含む観光客が安心して本市を旅行できるようにするために、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部を支援するなど、受入環境整備の促進を図る。	観光課	
55	【障害者等に対する避難情報伝達】災害発生における障害者等の安全な避難を確保するため、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、市民等に対して障害特性に関する普及啓発を行っている。	障害者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。	障害者等の障害特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、市民等に対して障害特性に関する普及啓発を行う。	生活福祉課	
56	【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の整備】市ホームページにおいて、総務課防災危機管理室が「外国人向け防災情報等について」というタイトルで、外国人の在住者及び観光客向けに観光庁や青森県などが作成しているホームページ、アプリなどをリンクを付して紹介している。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするために、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	観光課 防災安全課	
防災意識の啓発・地域防災力の向上					
30	【防災意識の啓発】地域住民の防災意識を高めるため、災害への備えや避難情報等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていく。	防災安全課	
防災教育の推進・学校防災体制の確立					
57	【防災教育の推進】児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修を実施しているほか、防災関係機関による出前講座等を開催している。	災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	指導課	
58	【学校防災体制の確立】学校における防災体制の整備等を図るために、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。	危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	指導課	公立学校の危機管理マニュアルの見直し率 【～R7：現在値】100% 【R12：目標値】100%

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ1-6 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
ため池、ダム等の防災対策					
34	【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	
59	【ため池ハザードマップの作成】 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ハザードマップを作成している。	下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップを作成する必要がある。	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	農林畜産課	防災重点ため池（1カ所）について、ハザードマップ作成 【R2】100% 【R2】100%
防災施設の機能維持					
45	【農山村地域における防災対策】 水田などの雨水の貯留機能を發揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。	必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林畜産課	
60	【河道閉塞等による住民避難のための情報提供】 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、適切に住民の避難指示等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報提供を受ける。	河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、適切に住民の避難指示等の判断や情報発信・伝達を実施する必要がある。	災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	防災安全課	
61	【農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策】 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	農林畜産課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
支援物資等の供給体制の確保					
62	【非常物資の備蓄】 市では想定避難者の3日分の食料・飲料水などの備蓄を進めるほか、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー・飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また今後も協定締結を推進する必要がある。	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、市民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、市民の備蓄を補完する市の備蓄目標、役割分担等について市の地域防災計画に基づいて推進する。	防災安全課	
63	【被災地応援の受入体制の構築】 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築を検討する。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務課	
64	【救援物資等の受援体制の構築】 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受け入れ調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 防災安全課	
65	【避難所における水等の確保】 災害発時における避難所における水を確保するため、水道事業者において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。 また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。	物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。	災害発時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、市民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、市民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	上下水道課 防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
水道施設の防災対策					
66	【水道施設の耐震化・老朽化対策】災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	上下水道課	
67	【応急給水資機材の整備】災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き給水車両の点検整備及び、応急資材の整備を図る必要がある。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じて応急給水のための体制の見直し及び、応急給水資機材の更新を図る。	上下水道課	
68	【水道施設の応急対策】災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	上下水道課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
食料生産体制の強化					
61	【農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策】農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	農林畜産課	
リスクシナリオ2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
地域の孤立防止対策					
69	【地域の孤立防止対策】災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、独自の「防災公共」の取組を推進している。この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。	孤立のおそれがある集落や、道路等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。	災害発生時の地域の孤立防止に向けて、地域との連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	都市整備課	
孤立地域発生時の支援体制の構築					
70	【孤立地域発生時の支援体制の確保】孤立地域が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、食料や資機材等の輸送に係る連携体制の構築が必要である。	多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。	県、防災関係機関、災害時応援協定を結んでいる事業所等と連携し、孤立地域発生時に支援する内容について、検討していく。	防災安全課	
情報通信の確保					
49	【情報通信利用環境の強化】携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、県の動向を踏まえ、必要に応じて、無線信用施設・設備の整備を実施する。外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi整備を行うとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部支援を実施する。	災害発時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。	災害発生における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を検討する。外国人を含む観光客が安心して本市を旅行できるようにするために、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、市内事業者等が行うWi-Fi整備等の取組に係る経費の一部を支援するなど、受入環境整備の促進を図る。	観光課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
リスクシナリオ2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態					
防災関連施設の耐震化・老朽化対策					
10	【市庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の耐震化を進めるとともに、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	総務課	市庁舎（本館・別館）の耐震化率100%
関係機関の連携強化・防災訓練の推進					
71	【災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化】 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。	これまでに緊急消防援助隊の受入を行ったことがないため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。	災害発生時に緊急消防援助隊の受入を円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	防災安全課	
72	【防災航空隊への航空支援】 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣している。	これまで航空支援員の派遣を要請するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。	大規模災害時に航空部隊が円滑に活動できるように、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応の実効性を高める。	防災安全課	
73	【医療従事者確保に係る連携体制】 災害発生時の医療提供体制確保のため、日本DMAT活動要領に基づく青森DMAT病院に指定され、市や県等が実施する災害訓練に参加に努め、関係機関との連携体制の強化及び対応能力の向上を図っている。 また、新規DMAT隊員についても、青森DMAT隊員養成研修に参加を促し養成に努めている。	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、避難所の保健・医療ニーズを把握し、状況を対策本部に伝えられるよう連携体制を構築する必要がある。	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、市や県等で行われる災害訓練への参加により、関係機関との連携体制の強化及び対応能力の向上に努める。 また、青森DMAT隊員養成研修への参加により、新規DMAT隊員の養成を努める。	業務課 健康増進課	R7実績：防災訓練 2回参加 防災訓練参加：年1回以上

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
74	【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災安全課	
20	救急・救助活動の体制強化 【消防力の強化】 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、消防団員確保活動として、広報活動等を実施する。	防災安全課	
21	【消防団の充実】 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図る。 また、消防団員の待遇改善のため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入を行っている。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、学生消防団活動認証制度等を検討していく。	防災安全課	
75	【救急・救助活動等の体制強化】 災害発生時における救命率の向上等を図るため、青森県メディカルコントロール協議会の中で、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を図っている。 また、消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。 消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るために、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るために、講習等を実施する必要がある。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する必要がある。	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るために、引き続き救急救命士の養成等の支援、救急救命士に対する講習等を実施する。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する。	防災安全課	
63	支援物資等の供給体制の確保 【被災地応援の受入体制の構築】 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築を検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
64	【救援物資等の受援体制の構築】災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 防災安全課	
	防災意識の啓発・地域防災力の向上				
29	【自主防災組織の設立・活性化支援】災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は48.9%（R7）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	3年間（令和6年～8年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織世帯カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人財被害の軽減を目指す。	防災安全課	【R7】 自主防災組織数 75団体 世帯カバー数 48.9% ※目標値はR8まで
30	【防災意識の啓発】地域住民の防災意識を高めるため、災害への備えや避難情報等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていく。	防災安全課	
31	【防災訓練の推進】地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るために、住民参加による防災訓練を推進している。	地域住民の防災意識を高めるため、地域単位での防災訓練を行う必要がある。	総合防災訓練を毎年異なる地域において実施することで、地域における防災意識の啓発を図る。また、地域単位での防災訓練の普及に努めていく。	防災安全課	
76	【地域防災リーダーの育成】災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、人材育成を行っている。	地域防災の中心となり得る人材が不足しているため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。	防災安全課	
	リスクシナリオ2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
	緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保				
77	【緊急車両等への燃料供給の確保】災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保する。	災害発生時において、緊急車両等への燃料を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。	協定締結事業者と図上訓練の実施等を通じて、連携強化を図る。	防災安全課	
78	【医療施設の燃料等確保】災害発生時の医療機能確保のため、十和田市立中央病院では電源や燃料の確保を行っている。	災害拠点病院では概ね電源や燃料が確保されているが、その他の病院についても、確保を促進していく必要がある。	本館、別館とともに非常用発電装置を設置済みであることから、市・県及び関係機関と連携を図り、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き燃料を確保に努める。	業務課	災害拠点病院の非常用電源の設置率 【R2.4.1現在】100% 【R7】100%

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	防災ヘリ・ドクターへりの燃料の確保				
79	【防災ヘリコプターの燃料確保】 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、消防本部に航空燃料を配置している。	各消防本部等に保管している備蓄燃料の保管施設の老朽化対策・耐震化を進める必要がある。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、定期的に交換する必要がある。	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する	防災安全課	
	道路施設の防災対策				
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るために、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
	リスクシナリオ2-5 想定を超える大量かつ長期にわたる帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱				
	帰宅困難者の避難体制の確保				
80	【観光客等に対する一時滞留先の確保】 観光客等が滞在中に災害に見舞われた際にも安心・安全に帰路につけるよう、地域住民が避難する指定避難所以外に一時滞留先となりうる観光施設や市内宿泊事業者を対象としたメールによる連絡網を整備している。	イベントなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、市の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。	大規模災害が発生した場合は、周辺市町村の避難所も地域住民の受け入れで手一杯な状況が想定されるため、観光客等の一時滞留先を確保しつつ、できるだけ速やかに本来の帰路につけるよう、市が入手した公共交通情報や道路規制情報等を一時滞留先を通じて観光客等へ提供する。	防災安全課	【～R7：市内メール連絡網の整備】 【R12：周辺市町村を含むメール連絡網の整備】

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
支援物資等の供給体制の確保					
62	【非常物資の備蓄】 市では想定避難者の3日分の食料・飲料水などの備蓄を進めるほか、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー・飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また今後も協定締結を推進する必要がある。	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、市民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、市民の備蓄を補完する市の備蓄目標、役割分担等について市の地域防災計画に基づいて推進する。	防災安全課	
63	【被災地応援の受入体制の構築】 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築を検討する。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務課	
64	【救援物資等の受援体制の構築】 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 防災安全課	
67	【応急給水資機材の整備】 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き給水車両の点検整備及び、応急資材の整備を図る必要がある。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じて応急給水のための体制の見直し及び、応急給水資機材の更新を図る。	上下水道課	
情報伝達の強化					
56	【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の整備】 市ホームページにおいて、総務課防災危機管理室が「外国人向け防災情報等について」というタイトルで、外国人の在住者及び観光客向けに観光庁や青森県などが作成しているホームページ、アプリなどをリンクを付して紹介している。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	観光課 防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	帰宅困難者の輸送手段の確保				
81	【バスによる帰宅困難者の輸送】災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るために、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	防災安全課	
	リスクシナリオ2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
	病院・福祉施設等の耐震化				
3	【病院施設の耐震化・老朽化対策】災害発時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	本館、別館とも耐震化済みであることから、引き続き活用可能な国の補助金等を活用しながら、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	業務課 健康増進課	
4	【社会福祉施設等の耐震化】災害発時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する	生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課	
	災害発時における医療提供体制の構築				
82	【災害時医療の連携体制】災害発時において、災害拠点病院として適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る市・県の防災訓練などに参加している。	関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。また、大規模災害が発生した際には、市の救護班のみでは不足する場合があることから、引き続き、関係機関と連携していく必要がある。	引き続き、災害医療に係る市・県等の防災訓練へ参加し、関係機関との連携体制の強化に努める。 関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、BCP及びマニュアルの見直しに努める。	業務課 健康増進課	R7実績：防災訓練 2回参加 防災訓練参加：年1回以上
	関係機関の連携強化・防災訓練の推進				
73	【医療従事者確保に係る連携体制】災害発時の医療提供体制確保のため、日本DMAT活動要領に基づく青森DMAT病院に指定され、市や県等が実施する災害訓練に参加に努め、関係機関との連携体制の強化及び対応能力の向上を図っている。 また、新規DMAT隊員についても、青森DMAT隊員養成研修に参加を促し養成に努めている。	災害発により医療従事者が絶対的に不足する中で、避難所の保健・医療ニーズを把握し、状況を対策本部に伝えられるよう連携体制を構築する必要がある。	引き続き、災害発時の医療提供体制確保のため、市や県等で行われる災害訓練への参加により、関係機関との連携体制の強化及び対応能力の向上に努める。 また、青森DMAT隊員養成研修への参加により、新規DMAT隊員の養成を努める。	業務課 健康増進課	R7実績：防災訓練 2回参加 防災訓練参加：年1回以上
83	【お薬手帳の利用啓発】災害発時に医療従事者が不足する場合においても持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。	持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。	災害発時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康増進課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
避難者の健康対策					
84	【避難所外避難者の把握等の対策】災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進める。 また、県との連携体制強化を図る。	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や県との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	健康増進課 すこやかこども家庭センター	
85	【長期間にわたる避難生活対策】災害発生時における被災者の健康管理を行うため、広域支援・多機関連携体制の整備を進める。 また、県との連携体制強化を図る。	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞性（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、県との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	健康増進課 すこやかこども家庭センター	
要配慮者への支援等					
86	【要配慮者等への支援】県においては、災害発時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制の構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 市においては、県が開催する研修や会議に参加している。	要配慮者に対しての福祉ニーズに対応したDCAT派遣体制が十分に構築されていないことから、県においては、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発及び県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。 市においては、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく必要がある。	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、県は福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発及び県外からの支援受入体制について検討する。 市は、引き続き、県が開催する研修や会議に参加し、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく。	健康増進課 すこやかこども家庭センター 生活福祉課 いきいき高齢介護課	
87	【心のケア体制の確保】心理的ストレスを抱えている方が必要な支援を受けられるよう、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。	災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、関係機関のネットワークを強化する必要がある。	災害発生時には、DPAT（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康増進課	
88	【児童生徒の心のサポート】被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	指導課	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率 【～R7：現在値】100% 【R12：目標値】100%

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
89	【動物救護対策】 防災計画にペットと同伴避難できる避難所一覧を作成し、避難所ごとに、同伴避難可能なペット及びペット飼養場所を定めている。また、災害発生時には県の「災害における動物救護活動マニュアル」に基づき動物救護対策を実施している。 また、動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、災害発生時に備えボランティアリーダーの育成研修や飼い犬のしつけ方教室の開催、避難訓練等を実施している。	災害発生時の動物愛護については、県が「災害における動物救護活動マニュアル」を作成しているが、実効性のあるものとするため、引き続き関係者への周知を図る必要がある。 また、動物愛護活動を充実させるため、ボランティアリーダーの育成やしつけ方教室、避難訓練等を継続して実施し、実効性のあるものにする必要がある。	避難所管理者と連携し、災害発生時には県の「災害における動物救護活動マニュアル」に基づき対応するよう努める。 また、動物との同行避難については、市の役割が重要であるため、避難計画等に動物との同行避難や避難所での飼養の準備に関する記載を行う。	くらし環境課 防災安全課	犬の登録件数 3,241頭 【R7. 3末時点】
56	【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の整備】 市ホームページにおいて、総務課防災危機管理室が「外国人向け防災情報等について」というタイトルで、外国人の在住者及び観光客向けに観光庁や青森県などが作成しているホームページ、アプリなどをリンクを付して紹介している。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	観光課 防災安全課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	リスクシナリオ2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	感染症対策				
90	【避難所における衛生環境の維持】 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパー、メーカー、リース会社等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。	避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパー、メーカー、リース会社等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内他市町村や他都道府県からの応援体制を強化する必要がある。 また、感染症対策に配慮した廃棄物の取り扱いについて、ホームページ以外でも避難所への掲示や避難所マニュアルへの追加など、引き続き周知を行うとともに、市内の指定避難所における避難生活環境改善に向けた資機材等の整備を進める。	防災安全課 市民課 くらし環境課	【R7】備蓄目標 水30,063ℓ 非常用食糧6,540食 携帯トイレ35,300袋 【R12】現在計画なし ※水・非常食の計画はR9まで ※携帯トイレの計画はR8まで
91	【感染症への意識向上及び対応策の整備】 災害発時における感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、平時から、各種対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。	災害発生時における避難所等については、市関係課及び関係機関との連携を構築するとともに、感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発時に関係機関が円滑に対応できるようにするために、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	市民課 健康増進課	各種研修及び訓練の実施 【～R7：現在値】 毎年、関係課職員と訓練を実施している。 【R12：目標値】 毎年、関係課職員と訓練を実施する。
92	【予防接種の促進】 災害発時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう普及啓発を行っている。	災害発時に感染症の発生やまん延の可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。	予防接種の必要性について市民に普及啓発を図るとともに、接種率が低い予防接種については、引き続き接種者の個別接種勧奨を行う。	健康増進課	
	下水道施設の機能確保				
93	【下水道施設の地震対策】 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている。	地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、市民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（通常の下水道事業）や、下水道防災事業費補助を活用し、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	上下水道課	下水道施設耐震化率 【R7】49% 【R12】60%
94	【下水道施設の老朽化対策】 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。	建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（下水道ストックマネジメント支援制度）を活用し、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。	上下水道課	ストックマネジメント計画策定率 【R7】100% 【R12】100%
95	【農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策】 災害発時においても、農村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策として最適整備構想を策定し、長寿命化計画に基づいた老朽化対策を実施している。	災害発時の農業集落排水施設の処理機能の確保に向けて、最適整備構想に基づいた計画的な老朽化対策を実施する必要がある。	災害発時の農業集落排水施設の処理機能の確保に向けて、農村村整備事業交付金を活用し、最適整備構想に基づき、計画的な老朽化対策を実施する。	上下水道課	個別施設ごとの最適整備構想の策定率 【R7】100% 【R12】100%

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
96	【農業集落排水施設等の耐災害性の確保】市が管理する農業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置のない施設には、非常用エンジンポンプを確保している。	農業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置の設置又は整備を推進する必要がある。	災害発生時における農業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、非常用発電機及び非常用エンジンポンプの保全や固体塩素剤の備蓄を推進する。	上下水道課	非常用発電機及び非常用エンジンポンプ設置率 【R7】100% 【R12】100% 固体塩素剤備蓄箇所数 【R7】15/15処理区 【R12】15/15処理区
97	【下水道事業の業務継続計画の策定】災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	災害発生時においては、優先業務の選定や管渠等の被害想定等の必要な事項が網羅された業務継続計画に基づき、迅速かつ最善の措置を講ずる必要があることから、適宜業務継続計画の見直しが必要となる。	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が可能となるよう、下水道の業務継続計画の内容を見直し最新の業務継続計画を策定する。	上下水道課	業務継続計画（下水道BCP）の策定率 【R5】100%（大規模噴火（降灰）対策を追加） 【R7】100% 【R12】100%
リスクシナリオ2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
住宅・病院・学校等の耐震化					
1	【住宅・建築物の耐震化による地震対策】住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組む。	令和7年時点の十和田市における住宅の耐震化率は91.6%となっており、着実に進展している。一方で、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、引き続き耐震化を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金を活用し、県と連携しながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を必要に応じて実施する。	都市整備課	住宅の耐震化率 【～R7：現在地】91.6% 【R12：目標値】95.0%
2	【老朽化した市営住宅の建替による防災・減災対策】市営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震化や老朽化対策に取り組む。	市営住宅について、これまで耐震化対策を計画的に推進してきた結果、耐震化対策は完了している。 今後も「十和田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。	市営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震化及び老朽化対策について、引き続き社会資本整備総合交付金を活用しながら、「十和田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に推進する。	都市整備課	十和田市公営住宅等長寿命化計画による建替戸数 【～R7：現在値】— ※完了 【R12：目標値】— ※完了 老朽化対策は長寿命化計画に基づき、計画的に推進
3	【病院施設の耐震化・老朽化対策】災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	本館、別館とも耐震化済みであることから、引き続き活用可能な国の補助金等を活用しながら、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	業務課 健康増進課	
4	【社会福祉施設等の耐震化】災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する	生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来支援課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
5	【学校施設等の耐震化・老朽化対策】児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす学校施設等の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた耐震化や老朽化対策が必要である。	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。 ※築40年以上の学校は劣化度調査等を行い、老朽度を判断し長寿命化事業などの改修を実施する。	教育総務課 スポーツ・生涯学習課	築20年以上の学校で予防改修及び築40年以上の学校で長寿命化の実施を計画している事業 【R3～R4】東小学校長寿命化【R4】甲東中学校外部改修 【R5～R6・R8：目標校】 十和田中学校長寿命化改修 【R8～R9：目標校】 東中学校長寿命化改修 【R10～：目標校】 南小学校外部改修 【R11～：目標校】 北園小学校長寿命化改修 ちとせ小学校改築

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	避難場所の指定・確保				
22	【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】 令和7年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所33カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災安全課	
24	【福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成】 高齢者等、特に配慮をする方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。	福祉避難所を確保していても災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課	福祉避難所 (指定) 【R7】2施設 (協定) 【R7】55施設
25	【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証している。	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。その結果、市が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	都市整備課 防災安全課	
26	【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進してきた。今後、該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	現在危険箇所に立地している施設等については、避難計画を策定済である。また、危険箇所に立地している保育施設はないが、各施設において安全計画を策定済である。 今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	防災安全課 生活福祉課 いきいき高齢介護課 こども未来応援課 教育総務課	安全計画策定率 ・保育所等 100%
	支援物資等の供給体制の確保				
62	【非常物資の備蓄】 市では想定避難者の3日分の食料・飲料水などの備蓄を進めるほか、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパーや飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また今後も協定締結を推進する必要がある。	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、市民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、市民の備蓄を補完する市の備蓄目標、役割分担等について市の地域防災計画に基づいて推進する。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
65	<p>【避難所における水等の確保】 災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。 また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。</p>	<p>物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。</p>	<p>災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、市民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、市民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。</p>	上下水道課 防災安全課	
	災害発生時における医療提供体制の構築				
82	<p>【災害時医療の連携体制】 災害発生時において、災害拠点病院として適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る市・県の防災訓練などに参加している。</p>	<p>関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。 また、大規模災害が発生した際には、市の救護班のみでは不足する場合があることから、引き続き、関係機関と連携していく必要がある。</p>	<p>引き続き、災害医療に係る市・県等の防災訓練へ参加し、関係機関との連携体制の強化に努める。 関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、BCP及びマニュアルの見直しに努める。</p>	業務課 健康増進課	R7実績：防災訓練 2回参加 防災訓練参加：年1回以上
83	<p>【お薬手帳の利用啓発】 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。</p>	<p>持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。</p>	健康増進課	
	避難者の健康対策				
84	<p>【避難所外避難者の把握等の対策】 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進める。 また、県との連携体制強化を図る。</p>	<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>	<p>引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や県との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。</p>	健康増進課 すこやかこども家庭センター	
85	<p>【長期間にわたる避難生活対策】 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、広域支援・多機関連携体制の整備を進める。 また、県との連携体制強化を図る。</p>	<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなどの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>	<p>災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、県との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。</p>	健康増進課 すこやかこども家庭センター	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
要配慮者への支援等					
86	【要配慮者等への支援】 県においては、災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制の構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 市においては、県が開催する研修や会議に参加している。	要配慮者に対しての福祉ニーズに対応したDCAT派遣体制が十分に構築されていないことから、県においては、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発及び県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。 市においては、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく必要がある。	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、県は福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発及び県外からの支援受入体制について検討する。 市は、引き続き、県が開催する研修や会議に参加し、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく。	健康増進課 すこやかこども家庭センター 生活福祉課 いきいき高齢介護課	
87	【心のケア体制の確保】 心理的ストレスを抱えている方が必要な支援を受けられるよう、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。	災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、関係機関のネットワークを強化する必要がある。	災害発生時には、DPAT（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康増進課	
88	【児童生徒の心のサポート】 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	指導課	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率 【～R7：現在値】100% 【R12：目標値】100%
事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する					
リスクシナリオ3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下					
災害対応庁舎等における機能の確保					
10	【市庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の耐震化を進めるとともに、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	総務課	市庁舎（本館・別館）の耐震化率100%
98	【行政施設の非常用電源の整備】 市庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。	総務課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
行政情報通信基盤の耐災害性の強化					
41	【県・市・防災関係機関における情報伝達】災害発生時において、県、市、防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。また、大規模災害発生時の非常通信手段として、県警や自衛隊、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。また、県の実施する非常通信訓練に参加する。	防災安全課	
99	【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。	災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	総務課	
100	【行政情報の災害対策】災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた府内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、情報システムのクラウド化について検討している。	府内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化について検討していく。	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き府内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化について検討する。	情報政策課	
行政機関の業務継続計画の策定					
101	【県及び市町村の業務継続計画の策定】災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「十和田市業務継続計画(BCP)」を策定している。	業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。	防災安全課	
受援・連携体制の構築					
102	【県内の広域連携体制の構築】災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県と「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。	市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。	市町村相互応援協定を踏まえ、県内の市町村間の相互応援の内容及び調整機能について検討のうえ、連携体制を強化・充実する。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
63	【被災地応援の受入体制の構築】 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築を検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務課	
74	防災訓練の推進			防災安全課	
74	【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災安全課	
リスクシナリオ3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・長期停止					
41	情報通信基盤の耐災害性の強化			防災安全課	
41	【県・市・防災関係機関における情報伝達】 災害発生時において、県、市、防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。また、大規模災害発時の非常通信手段として、県警や自衛隊、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、県の実施する非常通信訓練に参加する。	防災安全課	
74	【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災安全課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
電力の供給停止対策					
103	【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	企画調整課	
98	【行政施設の非常用電源の整備】 市庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。	総務課	
住民等への情報伝達の強化					
40	【住民等への情報伝達手段の多様化】 住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、防災無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスマディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。	情報伝達手段の多様化を促進とともに、避難情報を伝達する役割を担うマスマディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県が実施する訓練等に参加していく。	防災安全課	
事前に備えるべき目標4 経済活動を機能不全に陥らせない					
リスクシナリオ4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞					
農林水産物の移出・流通対策					
104	【農林水産物の移出・流通対策】 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、情報共有を図っている。	リスク分散の観点から、さまざまな販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、市内外の様々な物流・販売関係者との信頼関係の構築を図る。	農林畜産課 産業振興課	
被災企業の金融支援					
105	【被災企業への金融支援等】 被災企業の経営支援のために国や県の金融支援策の周知を図っている。	罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、国や県の金融支援策の情報を直ちに得て、窓口等で紹介ができる体制を取る必要がある。	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県施策に関する情報を市ホームページを通じて周知を図る。	産業振興課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
電力の供給停止対策					
103	【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	企画調整課	
リスクシナリオ4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止					
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
エネルギー供給体制の強化					
103	【エネルギー供給事業者の災害対策】電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	企画調整課	
リスクシナリオ4-3 基幹的交通ネットワークの機能停止					
道路施設の防災対策					
13	【幹線街路の整備】市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。	市街地での災害発生における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	都市整備課	
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
基幹的道路交通ネットワークの形成					
106	【基幹的道路交通ネットワークの形成】被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、バイパスや高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、バイパスや高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、奥入瀬バイパスや高規格道路の整備促進について、国及び県に対し、要望を継続して行う。	都市整備課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	リスクシナリオ4-4 食料等の安定供給の停滞 県産食料品の生産・供給体制の強化				
107	【多様なニーズに対応した市產品づくり】 生産から販売までを一貫して取り組む『青森新時代「農林水産力」強化パッケージ』の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する市產品づくりを図るため、加工食品の生産拡大の開発支援を行っている。	消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえこれに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した加工食品の生産拡大を推進していく必要がある。	多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、新たな品種や育成技術を開発するとともに、加工食品の生産拡大に必要な加工機器の導入を支援する。	産業振興課	
61	【農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策】 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	農林畜産課	
	リスクシナリオ4-5 有害物質の大規模流出・拡散 有害物質の流出・拡散防止対策				
108	【有害物質の流出・拡散防止対策】 災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、毒物劇物取り扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。 毒物劇物農薬について、破損、漏れ等を生じないよう適切な処置をとられているか確認するため、農薬販売者に対し立入検査を行っている。	災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出・拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等を行っていく必要がある。	災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出・拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	健康増進課	
109	【有害物質の大規模流出・拡散対応】 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。	有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図る必要がある。	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、消防機関や県などの関係機関との連携を図る。	防災安全課 くらし環境課	
	リスクシナリオ4-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 荒廃農地の発生防止・利用促進				
110	【農地利用の最適化支援】 荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るために、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	農林畜産課	—
111	【農地の生産基盤の整備推進】 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農業生産基盤の整備を推進する。	農林畜産課	—

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
森林資源の適切な保全管理					
112	【森林の計画的な保全管理】将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。	再造林や間伐を着実に実施していくため、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	農林畜産課	—
農山村地域における防災対策					
45	【農山村地域における防災対策】水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。	必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林畜産課	
農林水産業の生産基盤の防災対策					
61	【農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策】農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	農林畜産課	
リスクシナリオ4-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
風評被害の発生防止					
113	【正確な情報発信による農林水産品の風評被害防止】安全・安心な農林水産品を国内外に広くアピールするため、ウェブサイトや、量販店・スーパー・レストラン等での青森フェア開催などを通じて平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心な市産品の情報発信を行っている。	災害発生に伴う風評被害を防止するには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、とわだ産食材の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。	災害発生における市産食材の風評被害の防止に向けて、正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。	農林畜産課 産業振興課	
114	【物流関係者との信頼関係の構築】美味しい、安全・安心な農林水産品をPRするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、市内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。 市産農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。	災害発生に伴う風評被害を防止するには、日ごろからとわだ産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との信頼関係を構築しておく必要がある。	災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間に信頼関係を構築するため、トップセールスの実施等により、安全・安心性のPRの強化を図る。引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図る。	産業振興課	

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
	風評被害の軽減対策				
115	【風評被害の軽減対策】 市産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、市のホームページ等で情報提供している。	災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	農林畜産課 産業振興課	
事前に備えるべき目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最大限に留めるとともに、早期に復旧させる					
リスクシナリオ5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止					
	再生可能エネルギーの導入促進				
116	【再生可能エネルギーの導入】 本市には再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源が豊富にあり、令和7年3月に市が策定した「十和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市の地域特性に即した再生可能エネルギーを最大限導入し、それを地域内で消費することに取り組んでいる。 また、災害発生時に避難者の安全のために電力供給を行うことができるよう、一部の公共施設等に太陽光発電設備等を導入している。	地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用していく必要がある。	各事業所は、災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、令和7年3月に市が策定した「十和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、家庭や事業所において必要となるエネルギーを確保するため、事業所の施設や敷地内への太陽光発電システムの設置、太陽熱温水器の導入に努めるなど、オフィス、店舗、工場等で使用する冷暖房、照明、給湯のためのエネルギーとして、太陽光エネルギーを積極的に活用します。 また、太陽光発電設備と併せて、発電した電気を夜間や停電時にも活用できる蓄電池の導入を検討する。	企画調整課 くらし環境課 防災安全課	所管課：まちづくり支援課 令和7年3月策定「十和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」記載事項 【現状】2023年度（令和5年度）公共施設における太陽光発電設備導入量（設備容量累計） 144.5kw 【目標】2030年度（令和12年度）公共施設における太陽光発電設備導入量（設備容量累計） 289.0kw
電力の供給停止対策					
103	【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	企画調整課	
エネルギー供給体制の強化					
103	【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	企画調整課	
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
リスクシナリオ5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止					
水道施設の防災対策					
66	【水道施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	上下水道課	
68	【水道施設の応急対策】 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	上下水道課	
117	【水道事業者の業務継続計画の策定】 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、十和田市水道危機管理対策マニュアルを策定している。	災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、被災対応手順の確認と職員の意識向上を図るため、十和田市水道危機管理対策マニュアルに基づいた訓練を定期的に実施する必要がある。	災害発生時における上水道供給業務の継続に向けて、必要に応じ、十和田市水道危機管理対策マニュアルを改定し、被災対応手順の確認と職員の意識向上を図るため、定期的に想定した被災に対する訓練を実施する。	上下水道課	
リスクシナリオ5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
下水道施設の防災対策					
93	【下水道施設の地震対策】 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている。	地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、市民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（通常の下水道事業）や、下水道防災事業費補助を活用し、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	上下水道課	下水道施設耐震化率 【R7】49% 【R12】60%
94	【下水道施設の老朽化対策】 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。	建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（下水道ストックマネジメント支援制度）を活用し、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。	上下水道課	ストックマネジメント計画策定率 【R7】100% 【R12】100%

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
95	【農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策】災害発生時においても、農村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策として最適整備構想を策定し、長寿命化計画に基づいた老朽化対策を実施している。	災害発生時の農業集落排水施設の処理機能の確保に向けて、最適整備構想に基づいた計画的な老朽化対策を実施する必要がある。	災害発生時の農業集落排水施設の処理機能の確保に向けて、農村村整備事業交付金を活用し、最適整備構想に基づき、計画的な老朽化対策を実施する。	上下水道課	個別施設ごとの最適整備構想の策定率 【R7】100% 【R12】100%
96	【農業集落排水施設等の耐災害性の確保】市が管理する農業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置のない施設には、非常用エンジンポンプを確保している。	農業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置の設置又は整備を推進する必要がある。	災害発生時における農業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、非常用発電機及び非常用エンジンポンプの保全や固体塩素剤の備蓄を推進する。	上下水道課	非常用発電機及び非常用エンジンポンプ設置率 【R7】100% 【R12】100% 固体塩素剤備蓄箇所数 【R7】15/15処理区 【R12】15/15処理区
97	【下水道事業の業務継続計画の策定】災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	災害発生時においては、優先業務の選定や管渠等の被害想定等の必要な事項が網羅された業務継続計画に基づき、迅速かつ最善の措置を講ずる必要があることから、適宜業務継続計画の見直しが必要となる。	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が可能となるよう、下水道の業務継続計画の内容を見直し最新の業務継続計画を策定する。	上下水道課	業務継続計画（下水道BCP）の策定率 【R5】100%（大規模噴火（降灰）対策を追加） 【R7】100% 【R12】100%
118	【避難所等におけるトイレ機能の確保】災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る協定を締結している。	災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用を中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要となるトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	防災安全課	
合併処理浄化槽への転換の促進					
119	【合併処理浄化槽への転換の促進】老朽化した単独処理浄化槽から、災害にも強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、市がPFI事業にて浄化槽整備事業を実施している。また、合併処理浄化槽への転換を単独処理浄化槽設置者に促すため、普及啓発を行っている。	依然として多くの単独処理浄化槽等が残っていることから、災害発生時にも備え、引き続き災害にも強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	単独処理浄化槽から災害にも強い合併処理浄化槽への転換を国の循環型社会交付金等を活用することにより実施するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	上下水道課	合併処理浄化槽の普及率※ ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合 【R7】5.8% 【R12】6.3%
リスクシナリオ5-4 幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態					
道路施設の防災対策					
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画（L=4.8km） 修繕進捗率 R7（40%）→R12（80%）

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
16	【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課 農林畜産課	十和田市舗装補修計画 (L=21.5km) 修繕進捗率 R7 (3%) → R12 (40%) 十和田市橋梁長寿命化修繕計画 (21橋) 修繕進捗率 R7 (30%) → R12 (100%)
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
帰宅困難者の輸送手段の確保					
81	【バスによる帰宅困難者の輸送】 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	防災安全課	
リスクシナリオ5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全					
防災インフラの耐震化・老朽化対策					
3	【病院施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	本館、別館とも耐震化済みであることから、引き続き活用可能な国や補助金等を活用しながら、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	業務課 健康増進課	
10	【市庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の耐震化を進めるとともに、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	総務課	市庁舎（本館・別館）の耐震化率100%
15	【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	都市整備課	十和田市舗装補修計画 (L=4.8km) 修繕進捗率 R7 (40%) → R12 (80%)

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
17	【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
61	【農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策】農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	農林畜産課	
66	【水道施設の耐震化・老朽化対策】災害発時においても給水機能を確保するため、水道事業者における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。	災害発時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	上下水道課	
93	【下水道施設の地震対策】大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている。	地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、市民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（通常の下水道事業）や、下水道防災事業費補助を活用し、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	上下水道課	下水道施設耐震化率 【R7】49% 【R12】60%
94	【下水道施設の老朽化対策】下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。	建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。	地震発時の汚水処理機能の確保に向けて、国の防災・安全交付金（下水道ストックマネジメント支援制度）を活用し、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。	上下水道課	ストックマネジメント計画策定率 【R7】100% 【R12】100%
事前に備えるべき目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する					
リスクシナリオ6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
災害廃棄物の処理体制の構築					
120	【災害廃棄物処理計画の策定】災害廃棄物の円滑な処理を行うため、青森県災害廃棄物処理計画に基づき、十和田市災害廃棄物処理計画を令和5年3月に策定した。	災害廃棄物は一般廃棄物であり、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、市において円滑な処理体制が構築されるよう、災害廃棄物処理計画を適宜見直す必要がある。 また、計画を策定しただけでは実際の災害に対応できるとは限らないため、研修や教育訓練の実施により、核となる人材を育成する必要がある。	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、市民や事業者の理解・協力を得られるよう、平常時から啓発・広報に努める。	くらし環境課	令和4年度 策定
121	【災害廃棄物等の処理に関する連携の強化】災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、関係団体や関係自治体と協定を締結する。	災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関係する情報を共有する等、県、近隣市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。	災害発時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、県、近隣市町村、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。	くらし環境課	令和3年度 関係自治体との協定締結

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
122	【農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化】農業資材に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、農協等による処理体制が構築されている。	災害発生時においても、被災農業資材の廃棄物が円滑に処理されるよう平時から事業者等に関する情報を共有し、引き続き、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。	災害発生時においても、被災農業資材の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。	農林畜産課	
	リスクシナリオ6-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
	防災ボランティア受入体制の構築				
123	【防災ボランティア受入体制の構築】大規模災害が発生し、災害対策本部又は災害対策連絡本部が設置された場合には、社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部と協議の上、防災ボランティア情報センターを設置する体制を構築している。災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、防災ボランティアコーディネーターの育成に係る研修を実施している。	災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、引き続き、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、これまでの参加者によるネットワークづくりを進めるなど、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	生活福祉課	福祉教育インストラクター養成講座受講インストラクター数延べ 【R7】185人
124	【防災ボランティアの育成】災害発時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。	災害発時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。	社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	生活福祉課	
	技術職員等の確保				
63	【被災地応援の受入体制の構築】復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築を検討する。また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務課	
	防災人材育成				
29	【自主防災組織の設立・活性化支援】災害発時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は48.9%（R7）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	3年間（令和6年～8年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織世帯力バー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	防災安全課	【R7】 自主防災組織数 75団体 世帯力バー数 48.9% ※目標値はR8まで

脆弱性評価と対応方策

No	現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
防火対策・消防力強化					
20	【消防力の強化】 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、消防団員確保活動として、広報活動等を実施する。	防災安全課	
21	【消防団の充実】 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図る。 また、消防団員の待遇改善のため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入を行っている。	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、学生消防団活動認証制度等を検討していく。	防災安全課	
リスクシナリオ6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
応急仮設住宅の確保等					
125	【応急仮設住宅の迅速な供給】 災害発生時において迅速に応急仮設住宅を供給するため、「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」に記載の想定必要戸数（十和田市）が建設可能な建設候補地の確保に努める。	応急仮設住宅の建設候補地が不足しているため、確保に向けた取組を進める必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。	災害発生時において迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携しながら、管財課ならびに施設所管課と協議を行い、建設候補地の確保・選定に努める。	都市整備課	<p>【R7：現在値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定必要戸数 1,020戸 うち 建設型 310戸 うち 賃貸型 710戸 ・建設候補地（8か所）における建設可能戸数 計348戸 <p>【R12：目標値】</p> <p>※建設型は確保済み。賃貸型は有事の際に借り上げて供与するものなので、前もって確保するのは難しい。</p>
地域コミュニティ力の強化					
126	【地域防災力の向上・コミュニティ再生】 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を啓発している。	地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	防災安全課 企画調整課	